

【平成21年度】

熊本県土木部土木技術管理室並びに農林水産部農村計画

・技術管理課技術管理室と土木委員会との意見交換会

日 時：平成21年11月10日（火）13：58～16：33

場 所：熊本県庁本館903号室

・開 会

・挨拶

1．社団法人 熊本県建設業協会 土木委員長

2．熊本県土木部土木技術管理室 室 長

・自己紹介

・意見交換

1．総合評価方式について

(1)総合評価方式の一般競争入札における同種工事の施工実績について（阿蘇）

総合評価方式の一般競争入札での同種工事の施工実績を県では、国土交通省及び農林水産省しか認められておりません。防衛省、九州新幹線工事を発注している鉄道・運輸機構や緑資源機構等の独立行政法人、西日本高速道路(株)（旧道路公団）、市町村といった全ての発注機関（コリンズ登録必須機関）の施工実績を認めて頂きたい。

（回答）

総合評価方式における企業及び配置予定技術者の評価項目の一つとして、同種工事の施工実績を設定しております。同種工事の実績は、工事箇所の地域性や施工管理基準及び工事成績評定の相違等を考慮して、国又は熊本県発注工事を対象としております。

ただし、特殊な工事の様な施工実績の少ない工事については、国や熊本県発注工事の外、独立行政法人等も発注機関として対象とする場合もあります。

（例：下水道工事については下水道公団の実績を考慮する等個別に対応）

今後、どこまで拡大できるかは、国及び他県の事例を参考にし、検討して参ります。

Q 来年度の総合評価対象工事はもっと増えるのでしょうか？

A 事務処理等の問題もあり、今後、検討して試行予定本数等を決めたい。



(2)企業の評価と配置予定技術者の評価のウエイトについて（八代）

現状、配置予定技術者の評価における施工経験や成績のウエイトが、企業の施工実績や成績と同等であるため、施工経験のある技術者を待機させていなければならない状況が発生しております。

本年度の見直しで企業の評価の工事成績評点の平均点の配点が、2点から3点に引き上げられておりますが、さらに技術者の評価よりも会社の評価を重視して頂けないでしょうか。会社の評価値を高くして頂くことにより、技術者の待機期間の解消、新たな工種の経験を積むことによる若手の育成等の課題の解消に繋がると思われます。

また、総合評価方式の入札においては、適正な競争になるよう予定価格の公表を取りやめて頂けないでしょうか。

（回答）

工事の品質を確保する上では、企業の評価と同様に、配置予定技術者の評価も重要と考えます。

配置予定技術者の施工経験としては、主任（監理）技術者としての経験のみでなく、現場代理人としての経験も認めており、若手（施工経験の少ない）技術者の育成に対しては、評価の対象とならない現場代理人としての工事を経験させる等も考えられます。

予定価格の事前公表については、平成13年度より情報公開の流れで行なっている。国・他県の状況を見ながら予定価格の事後公表に係る課題について検討したい。

(3)施工計画書の提出について（上益城）

現状、施工計画書の提出はCDと紙を持参しておりますが、メール等のシステムを用いて提出できるようにして頂きたい。

（回答）

メール等を用いての提出方法としては、電子入札システムでの提出が考えられますが、現在のシステムでは総合評価方式に対応しておりません。

また、一般的なメールシステムでは、セキュリティの確保及び確実性から適用できないと考えております。

受注者、発注者双方の負担軽減のため、今後の課題として検討して参りま

す。

2. 設計・積算・入札等について

(1) 設計コンサルタントの責任等について（上益城・八代）

設計図書と実際の施工現場が一致しないことが度々発生しております。その為、現地に合わせた変更設計やそれに伴う図面等の作成は全て請負業者の負担になっています。

発注者は、当初設計を行ったコンサルに対し設計図書を受け取る場合、入念なチェックと工事終了まで設計図書に対する瑕疵担保義務を負わせて頂きたい。

また、コンサルにも成績評定を導入して頂き厳格な評定を行い、事後発覚した間違い等も減点対象にするような仕組みを作る等、コンサル不適企業の体質改善や排除をお願いしたい。

（回答）

設計を変更する際の図面の作成等は発注者が行うものと考えます。

工事着手にあたり発注者と受注者の業務分担について確認を徹底する様さらに努めて参りたい。また、発注者・受注者・コンサルで行う三者協議も積極的に活用頂きたい。

現在、コンサルの成績評定は、土木・農政それぞれ試行等で実施しております。

(2) 技術員の雇用期間について（八代）

新たに技術員を採用する場合、現行では3ヶ月の雇用がないと配置技術者として現場に出せません。

個人都合で、退職した場合は仕方ありませんが、前に勤務していた会社が倒産し、緊急に雇用した場合の特例措置はないのでしょうか？

できれば、緩和処置をお願いしたい。

（回答）

雇用環境の悪化について理解できるが、国の法解釈であり、県独自の取扱いは困難である。

< 参考 >

「監理技術者制度運用マニュアル」平成16年3月1日付け国総建第315号

(国土交通省総合政策局建設業課長から 各都道府県主管部局長あて)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/040301/040301.html>

(3)金抜き設計書について(上益城)

見積りやカタログで決定した特殊資材単価や特殊施工歩掛は、明示して頂きたい。

(回答)

見積り等で決定した特殊資材単価については金抜き設計書に明示するよう指導しています。

歩掛については、標準的な歩掛は、公表しておりますが、特殊な歩掛については、公表しておりません。このため、見積り等で決定した歩掛についても、金抜き設計書の単価には明示しておりません。

今後、どこまで公表を拡大できるか、国及び他県の事例を参考に検討して参りたい。

3.現場の諸問題について

(1)切土・盛土の他現場間の流用について(上益城)

切土搬出現場と別件工事での盛土受入現場の工程が、ほとんどの場合かみ合いません。仮置き費用の計上や、近隣流用計画によるCO₂排出量削減等について、方針をお聞かせ願います。

また、近年熊本県建設副産物対策連絡協議会が開催されておりましたが、現状と今後の予定等を教えて頂きたい。

(回答)

建設発生土については、50km以内は工事間流用を原則としておりますが、工事の施工時期は、用地買収の進捗状況等により不確定要素が多く、最新の情報交換を行うべく、各発注者が「建設発生土情報交換システム」に適宜更新して対応しております。市町村によっては、システムを利用していないところもあり、その場合は近くの振興局・土木事務所のシステムを利用していただきたい。

よって、建設副産物連絡協議会として一堂に会してはおりませんが、「建設発生土情報交換システム」への入力を促して情報交換することとして連絡協議会に替えています。

また、仮置はコストアップにもつながるため現在は考えておりませんが、実態を踏まえ、今後検討していきたい。また、運搬距離が増加するとCO₂も増えますが、土取場開発による森林伐採など、環境への負担もあり、総合的に考える必要があると思われます。

(2)立木・支障木伐採について（上益城）

過去何度も議題にあがっておりますが、立木や支障木等が補償料を支払ってあるにもかかわらず着工時に伐採が完了しておらず、地権者から業者が無償で切るのが当り前の様に思われております。用地交渉の際には詳しく説明頂き発注時には伐採完了の確認をお願いしたい。

（回答）

県の補償には、地権者が伐採する方式と、地権者には伐採費用は支払わず、県が工事発注の際に伐採する2つの方式があります。

用地交渉の際には誤解が生じないように説明したい。

原則としては、事前に補償契約を結び撤去を確認して、補償料を支払うこととしている。

(3)複数箇所の舗装修繕工事における重機運搬・歩掛等について（人吉・舗装）

舗装修繕工事（1箇所あたりが小規模で、施工箇所が数箇所の場合や、路線が異なる施工）の場合は、施工箇所が変わるたびに重機移動及びそれに伴う積み込み積み下ろしの手間が生じるため、重機運搬に関する費用に施工箇所数に伴う移動回数・移動距離を加味してもらいたい。

また舗装歩掛に関しても、1施工箇所毎に準備、片付け（標識設置、撤去を含む）現場の移動時間のために、一般の（概ね1施工箇所当り1,000㎡以上）舗装と比べて日作業量が激減することはもとより、アスファルト合材の残量が1箇所毎に累積し材料のロス等が生じるので、山間地等の小規模工事で施工箇所が散在した舗装の施工歩掛を見直しをして欲しい。

交通誘導員の数も同様に、舗装施工の標準歩掛（1,300㎡/日当り）により算出される人数とは大幅に異なるため、実稼働日による変更等の処置を検討したい。

（回答）

一箇所あたりが小規模で施工箇所が複数地区に分かれている場合は、工事

標準歩掛に基づく設計書の積算では、現場の特性を反映した積算となっていないとのご意見である。

この対策として当面できることは、発注単位のあり方を検討するとともに、現行基準で解釈できる範囲で現場の特性をきめ細やかに拾い上げ積算に反映することであり、そのような指導に努めたい。また、この件については、現行基準の改定についての議論を伴うので、国との協議の場で議論して行きたい。

また、全国的な問題と思われるので契約のあり方・歩掛のあり方・どう調査するのか等々、業界の方でも問題提起をお願いしたい。

4 . 電子納品について

(1)小規模工事における電子納品について（上益城）

現在は、電子納品は請負金額の大小にかかわらず全工事が対象になってい
ると思いますが、金額の少ない工事については電子納品のための経費負担が
大きくなります。したがって請負金額（例えば300万未満のDクラス）に
よっては、電子納品の内容を軽減して頂くようお願いしたい。

（回答）

電子納品については、平成17年度から試行を開始し、試行拡大を進め、
平成20年度から本格運用をおこなっており、現在、除草、清掃工事等を除
いた全ての工事に対して電子納品を行っております。

このため、電子納品を自社で行えるように、これまで建設業者を対象とし
た講習会も行って参りましたが、平成21年度も計10回の開催を実施して
おり、この研修会に積極的に参加していただき、電子納品技術の習得をお願
いしたい。

県としましても、今後とも、電子納品の運用上の課題等を整理し、企業の
負担軽減が図れるよう努めて参りたい。

(2)チェックソフトのバージョンアップについて（上益城）

現在、(財)熊本県建設技術センターにおいて、平成18年度版から平成2
0年度版へのチェックソフトのバージョンアップを5500円で行って頂い
ておりますが、電子納品チェックソフトのバージョンアップについては無料
にて対応して頂きたい。

(回答)

県が採用しているチェックソフトについては、ソフト会社で作成したものを採用しております。バージョンアップに、費用がかかることはやむを得ないと考えておりますが、電子納品時には、県がエラーチェックを行っており、バージョンアップができない企業に対しては、エラーについて丁寧に指導して参ります。

5 . 現場の安全等について

(1) 発注者の安全に対する意識について (安全推進委員会)

施工業者は、施工現場における安全管理について、無事故で竣工を迎えるよう細心の注意をしております。近年はリスクアセスメント教育も取り入れリスク先行型の対応を心掛けております。

しかしながら、ここ10年で6割まで下がってしまった労務単価や、工事量の減少に伴う過当競争による低価格での受注等、安全に対する経費を掛けるのが厳しいのが現実です。

工事発注においては、安全に関するものは率で積算されており、発注者の安全に対する意識が低いように感じられます。二つとない工事現場ですので、この現場ではこの安全対策は必須というように、工事ごとに積み上げで積算して頂く事はできないでしょうか。

また安全パトロール時における監督署の指導や警察協議による交通誘導員の配置等、見解の相違も感じますので、発注者においてもリスクアセスメントの教育等を実施していただき、安全担当の方を育成して頂きたい。

(回答)

安全管理に関する費用は 交通誘導員、 高圧作業の予防に関する費用、その他現場条件により積み上げが必要なものについては、積み上げで積算を行うことができます。

個々の工事箇所の実施にあった適切な積算となる様、さらに指導して参ります。

安全教育については、発注者においても、「事故防止研修会」を各地域振興局毎に実施するとともに、建設技術センターで安全に関する研修を実施し、事故防止に係る意識を高めておりますが、今後も監督署及び警察署の指導を受けながら安全教育を進めて参ります。

Q 砂防堰堤工事の竣工検査の際、安全対策を行わないで歩きまわるのは危険ではないのでしょうか？

A 足場を撤去する前に中間検査を行う等、検討したい。

意見交換会後熊本県より通達あり

平成21年11月25日付、農計技管第865号の3及び土技第364号の3「工事検査(寸法・強度確認)における高所での安全対策について(参考送付)」別紙文書参照(県協会ホームページにも掲載)

6. 農林水産部に対する議題について

(1) 土木部と農林水産部の積算について(上益城・八代)

土木部と農林水産部の設計基準(単価・経費等)を合わせて欲しい。基本的には同じ基準のようですが、実際に発注される際に違いが見受けられることがあります。

また、設計における使用機械が現場と一致していないことがあります。現場の状況を把握して積算・設計をお願いしたい。例えば軽トラックしか行けないような現場に、大型重機による掘削単価を採用してあることがあります。無理なことが裏付けられた場合は変更して頂きたい。

(回答)

土木の公表単価については採用し、ないものについては独自の単価を使用している。単価の決定方法は土木と同じ。歩掛について二省共通部分は同じだが、圃場整備や治山工事等については独自の歩掛を使用している。諸経費率については、国交省・農水省ともに事業種ごとに違っており、各省庁において事業種ごとに全国実態調査を実施し、平準化して採用している。

また、設計の使用機械の不一致の問題については、チェックシートを用いて組織的に確認している。所属によっては、発注前に設計審査会を行い現場に合っているかチェックしている。現場条件に合うよう指導も徹底したい。

Q 生コンの単価が土木と農業土木で1500円ほど差があり、1現場で60万円ほどの損失が出たことがある。設計変更で対応していただけないか？

A 基本的に土木と単価は同じであるが、農業土木の場合はプラスアルファで調査するものがあり遅れることがある。まずは出先で協議していただきたい。

Q 農政部から市町村へ指導は行われているのでしょうか？

A 参考として歩掛・単価等は流している。

(2)農地整備課の下位代価表の公表について(上益城)

下位代価表(B単価)はなぜ公表していただけないのでしょうか。土木部や林務課では公表されておりますので、農地整備課においても公表して頂きたい。

(回答)

入札の閲覧資料については、数量表・金抜き設計書等は明示されておらず見積参考資料になる。金抜き設計書の表示範囲については、工事費内訳書の作成に必要な明細書までが標準となり、明細書の中で数量が一式になっているものについては、「単価型明細ブロック表」まで表示できる。

また、分からない場合は入札前に質問いただきたい。

(3)林務課の切取掘削安全勾配について(上益城)

崩れ易い土質でも切取を6分で全て設計されており、幾度も崩土を処理しなければなりません。また、これを安全に施工するのにモルタル素吹き等を行うが変更の対象にして頂けません。

土質によっては、現場に即した切取勾配への変更(例えば8分への変更)をお願いしたい。

(回答)

治山施設の構造等は、治山技術基準等に基づいて設計しており、質問にあった切取勾配は、基準を逸脱したものではありません。安定しない場合、森林土木工事安全施工技術指針では、特に地質の悪い地山ではさらに緩い勾配にすることと規定されております。切取勾配の変更は対応可能でありますので、監督員と協議していただきたい。

また、こういう事例がないよう改めて設計積算上の適正な取り扱いについて注意喚起したい。

閉 会

農計技管第865号の3
土 技 第364号の3
平成21年11月25日

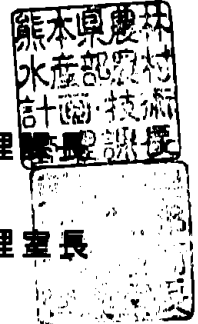
社団法人 熊本県建設業協会 会長 様

熊本県 農林水産部

農村計画・技術管理課長

熊本県 土木部

土木技術管理室長



工事検査（寸法・強度確認）における高所での安全対策について
（参考送付）

県では橋梁等の高所における寸法や強度については、足場が設置されている時期に監督員による立会や、中間検査などを実施し確認しているところです。

しかし、砂防や治山ダムなどの高所においては、足場が撤去された以降に検測等を実施しているケースも散見され、安全性の確保が課題になっています。

つきましては、労働安全衛生法などの諸法令を遵守する観点から、高所における検測等は、足場が設置されている期間に実施することとし、しゅん工検査時など足場が撤去された以降は、安全が確保できる位置で確認・検査をすることとしましたので参考のためお知らせします。

また、モルタル吹付など足場を設置しないのり面高所での検査は、安全帯を使用するなど、安全に十分配慮のうえ実施することとしています。